



# 不当な勧誘による契約は取り消しできます！

## 「消費者契約法」をご存知ですか？

消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があるためトラブルになったり、騙されたりすることがあります。

消費者契約法は、事業者による不当な勧誘によって契約させられた消費者を守る法律です。



消費者契約において、不当な勧誘により締結させられた契約は、あとから取り消すことができます。

### 不実告知

重要事項について、事実と異なることを言って勧誘すること



リフォーム業者から、「耐震補強工事をしなければ、地震で倒壊する恐れがある」と言われて工事をしたが、知り合いの工務店から必要ない工事だと言われた。

### 断定的判断の提供

「必ず値上がりする！」など、不確実なことを「確実」だと告げて勧誘すること



「絶対儲かる」「必ず利益が出る」と勧誘されて投資を始めたが、全く儲からない。

### 不退去

「帰って欲しい」と言っても、帰ってくれない



宝飾品の販売員が自宅を訪問し、しつこく商品を勧めるので「買わないので帰ってください」と伝えたが、なかなか帰ってくれないので、根負けして購入した。

### 退去妨害

「帰りたい」と言っているのに勧誘を続けて帰してくれない

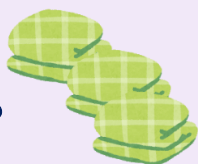


消費者庁イラスト集より

着物販売店で、買わないので帰りたいと言っているのに、次から次へと着物を出してきて、買わなければ帰れない雰囲気になり、仕方なく購入した。

## 過量販売

通常の分量を著しく超える量の購入を勧誘すること



- 高齢で外出困難なのに着物を何十着も購入するよう勧誘された。
- ひとり暮らしなのに布団を何組も購入するよう勧誘された。

## 判断力低下を不当に利用した契約

判断力が著しく低下している高齢者の不安をあおって勧誘すること



投資用マンションを購入して定期収入を得なければ、今のような生活を送ることは困難だと告げられ、マンションを購入した。



## 不安をあおって勧誘する

消費者が願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら不安をあおって勧誘すること



就職活動中に「このままでは就職できない、この就活セミナーに参加すると内定がもらえる」と言われてセミナーの受講契約をした。

## 霊感等により不安をあおって勧誘

霊感等による知見を用いて、悪霊がついているなどの不安をあおって勧誘すること



「あなたには悪霊がついている、そのままでは病状が悪化するので、この数珠を買う必要がある」と言われて、高額な数珠を購入した。

◎ 次の勧誘行為も取り消しの対象となります。

- 恋愛感情等を利用して契約させる行為



- 契約する前にサービスを提供して契約をせまる行為



消費者庁イラスト集より

◎ 「取り消し」することができるとは、

一度、有効に成立した契約を申し出によって「契約をなかったことにする」ということです。

• 不当な勧誘に気づいた時から：1年

• 契約したときから：5年

どちらか早い時期までです。

※ ご不明な点は、消費生活センターに相談してください

ひとりで悩まず、  
お気軽にご相談ください  
相談専用ダイヤル

**055-282-7323**

南アルプス市消費生活センター

場所 市役所 本庁舎1階  
市民活動支援課内

曜日 月曜日から金曜日(祝日を除く)

時間 午前9時から12時、午後1時から4時

